



平成 20 年 2 月 5 日

各 位

会 社 名 株式会社ティー・ワイ・オー

代 表 者 名 代表取締役社長兼グループ最高経営責任者

吉田 博昭

(J A S D A Q ・ コード番号 : 4358)

問い合わせ先 取締役兼グループ執行役員 経営戦略担当

上窪 弘晃

電 話 番 号 03-5434-1586

当社子会社の勝訴判決に関するお知らせ

当社子会社である株式会社円谷プロダクション（以下「円谷プロ」という。）は、株式会社円谷チャイヨー（以下「チャイヨー」という。）の代表取締役であるソムポーテ・センドゥアンチャイ氏（以下「ソムポーテ氏」という。）等に対して、著作権侵害に基づく損害賠償請求を求める訴訟をタイ王国最高裁判所において提起しておりましたが、本日円谷プロの主張が全面的に認められ勝訴いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 本件訴訟を提起していた当社子会社の名称

- (1) 商号 株式会社円谷プロダクション
- (2) 本店所在地 東京都世田谷区八幡山一丁目 10 番 1 号
- (3) 代表者 森島 恒行

2. 判決があった裁判所及び年月日

タイ王国最高裁判所 平成 20 年 2 月 5 日

3. 本件訴訟の提起を受けた者

ソムポーテ氏（他 3 名）

※チャイヨーの代表取締役。

なお、円谷プロとチャイヨーは資本関係・人的関係・取引関係一切ございません。

4. 本件訴訟のこれまでの経緯と判決内容

(1) これまでの経緯

被告であるソムポーテ氏は、当時円谷プロの代表取締役であった故円谷皐氏とソムポーテ氏との間で締結されたとされている「ウルトラマンシリーズ」等の著作権譲渡契約

(以下「本契約」という。)に基づき、同シリーズのキャラクタービジネスを展開してまいりました。原告である円谷プロは、円谷プロこそが「ウルトラマンシリーズ」等の唯一の著作権者であることを主張し、ソムポーテ氏が本契約締結後同シリーズに係る事業を展開した結果円谷プロが被った著作権侵害に基づく損害賠償請求を求め、1997年12月にタイ IP&IT 裁判所(知的財産権&国際通商裁判所)において訴えを提起いたしました。

2000年4月に出されたタイ IP&IT 裁判所における第一審判決では、円谷プロこそが唯一のウルトラマン作品の著作権者である点については認められたものの、初期ウルトラマン9作品については本契約に定められている通りチャイヨーに譲渡されたものであり、当該9作品についてのタイにおける著作権はチャイヨーに帰属するとされました。円谷プロはこれを不服とし、2000年7月に上告いたしました。

今回円谷プロが主張していたのは、①円谷プロこそが「ウルトラマンシリーズ」等の唯一の著作権者であること、②ソムポーテ氏が締結したと主張している本契約書が偽造されたものであることの2点であり、また偽造契約に基づく著作権侵害による損害賠償請求を求め争ってまいりました。

本日、ソムポーテ氏はウルトラマンの共同創作者ではなく円谷プロこそが「ウルトラマンシリーズ」等の唯一の著作権者であること、これまでソムポーテ氏がウルトラマンシリーズ等のビジネスを展開する上で根拠としていた契約書は偽造であり無効だとする主張が、タイ王国最高裁判所において全面的に認められ円谷プロが勝訴し、同裁判所よりソムポーテ氏に対し、損害賠償金1,070万バーツ(約3,466万円)及び訴訟提起日(1997年12月)から損害賠償金の支払いが完了するまで年利7.5%の利息の支払いを命じる判決がありました。

(2) 判決内容

- i. 原告に対し1,070万バーツ(約3,466万円)の損害賠償金と訴訟提起日(1997年12月)から損害賠償金の支払いが完了するまで年利7.5%の利息を支払え。
- ii. 訴訟費用は被告らの負担とする。

5. 今後の見通し

今回の勝訴判決により、「ウルトラマンシリーズ」等のキャラクタービジネスの海外展開をする上で、最大の障害となっていたソムポーテ氏との係争について、ソムポーテ氏がこれまで同シリーズ等のキャラクタービジネスを行なっていた根拠となる契約書が、ソムポーテ氏の本国であるタイ王国最高裁判所で偽造と判決が出た事により、大きく改善すると考えております。本件が円谷プロの今後の海外ビジネスに与える影響は多大であり、今後はアジアをはじめとした海外における同シリーズ等のキャラクター展開を更に積極的に図っていく所存であります。また現在当社が抱えているタイの他の数十件の訴訟も、本件勝訴により解決へと向かうものと考えております。

平成20年7月期において、損害賠償金1,070万バーツ(約3,466万円)と1997年12月の訴訟提起の日から損害賠償金の支払いが完了するまで年利7.5%の利息を特別利益として計上する見込みであります。また、今後の海外ビジネス展開計画およびその他の訴訟に関わる当社への影響は現在算定中であり、確定次第、速やかに開示いたします。

以上